

## 放送大学学園運動場使用規程

平成15年10月1日  
放送大学学園規程第30号

改正 平成16年3月31日、平成26年3月24日、  
平成31年4月26日、令和元年6月24日

(趣旨)

第1条 この規程は、放送大学学園本部敷地に設置されたグラウンド及びテニスコート（以下「運動場」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の目的)

第2条 運動場は、放送大学学園又は放送大学が実施する授業、行事等に使用するほか、放送大学学園に勤務する者及び放送大学の学生（以下「職員等」という。）等が各種の運動等を行うために使用するものとする。

(使用者の範囲等)

第3条 運動場は、放送大学学園又は放送大学が使用する場合を除き、次の各号に掲げる者について、当該各号の順序により、使用を承諾することができる。

- 一 職員等が使用するとき。
- 二 職員等がそれ以外の者と共同して使用するとき。
- 三 財務部長が適当と認めた者が使用するとき。

(使用期間及び時期)

第4条 運動場は、使用期間にあつては、1月5日から12月27日までとし、使用時間にあつては午前8時から午後7時までとする。

(使用手続)

第5条 運動場を使用しようとする者は、別紙第1号様式の放送大学学園運動場使用申込書を使用日の1か月前から1週間前までの間に財務部経理課に提出し、財務部長の承諾を得るものとする。ただし、午後零時分から午後1時までの間に使用する場合には、この限りでない。

(使用承諾等)

第6条 財務部長は、前条の申込みを受けた場合において使用させることが適当と認めたときは、別紙第2号様式の放送大学学園運動場使用承諾書を前条の申込者に交付するものとする。

2 前項の承諾を受けた者は、運動場を使用するときは、前項の承諾書を正門門衛所に提示して使用するものとする。

(使用承諾の取消し等)

第7条 財務部長は、次の各号に該当する者の使用承諾を取り消すことができる。

- 一 「使用申込書」に虚偽の事項を記載した者
- 二 前号に規定する者のほか、この規程に違反した者

2 財務部長は、運動場の管理運営上支障があると認めるときは、使用承諾を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(遵守事項)

第8条 運動場を使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 使用時間を厳守すること。
- 二 使用を中止し、又は変更しようとするときは、速やかに財務部経理課にその旨連絡すること。
- 三 グラウンド内では運動靴又はスパイク、テニスコート内では運動靴を使用すること。
- 四 使用後の清掃及び片付けをすること。
- 五 施設等を破損したときは、速やかに財務部経理課に届け出ること。

(使用者の責務)

第9条 使用者は、故意又は重大な過失により施設等を破損したときは、その損害を弁償しなければならない。

2 使用者は、使用に伴う事故についてその責を負わなければならない。  
(附属施設の管理)

第10条 附属施設の鍵は、財務部経理課が管理する。

2 使用者は、使用の都度、財務部経理課で鍵を借り受け、使用后、直ちに返却しなければならない。  
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日  
にあつては、正門門衛所において鍵の受渡しをしなければならない。  
(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、運動場の使用に関し必要な事項は、財務部長が定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和元年6月24日）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

別紙第1号様式（第5条関係）

財務部長	経理課長	専門職	担当者

放送大学学園運動場使用申込書

(元号) 年 月 日

放送大学学園財務部長 殿

申込者 所属  
住所  
氏名 印

下記のとおり運動場の使用を申し込みます。なお、承諾された上は、使用規程を遵守し使用します。

記

使用日時	(元号) 年 月 日 ( 曜) 時 分 から 時 分まで
使用人員	
使用目的	
責任者氏名	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とすること。

別紙第2号様式（第6条関係）

放送大学学園運動場使用承諾書

(元号) 年 月 日

殿

放送大学学園財務部長 印

下記のとおり運動場の使用を承諾します。

記

使 用 日 時	(元号) 年 月 日 ( 曜) 時 分 から 時 分まで
使 用 人 員	
使 用 目 的	
責 任 者 氏 名	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とすること。